



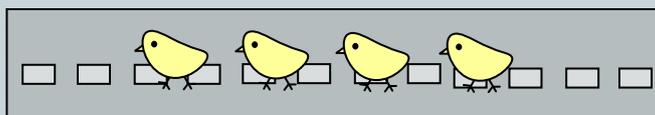
この通信では、道路月間について、また道路・水路に関する維持管理についてご案内しています。バックナンバー等は松本市役所のホームページでもご覧いただけます。

~8月は「道路ふれあい月間」です~



国土交通省では、8月を「道路ふれあい月間」と定めています。取組みの一環として、改めて道路の役割・重要性について考えていただくことを目的に、広く一般から本月間における取組みを推進する標語を募集しました。全国から4987作品の応募があり、[小学生の部] [中学生の部] [一般の部]の部門ごとに、最優秀賞1作品と優秀賞2作品が決定しましたので、その一部を紹介します。

◆最優秀賞(3作品)◆



【小学生の部】

「友だちと げんきいっぱい 歩こうよ」

【中学生の部】

「道きれい そんな所は 人きれい」

【一般の部】

「ありがとう 生きる力を くれる道」

素敵な作品がいっぱい!



それぞれの部門ごとに、道路への様々な想いがよく表れている作品ばかりですね。

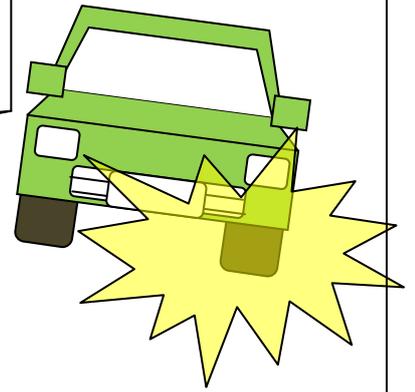
道路は公共の空間であり、私たちの生活に欠かせない財産です。市民一人一人が、ご自宅に隣接する道路に関してはご自身で除草や清掃を行い、松本市全体の道路を気持ちよく使えるよう、保っていきましょう。安全で快適な道路のために、皆様のご協力をお願いします。

美しく生きる。

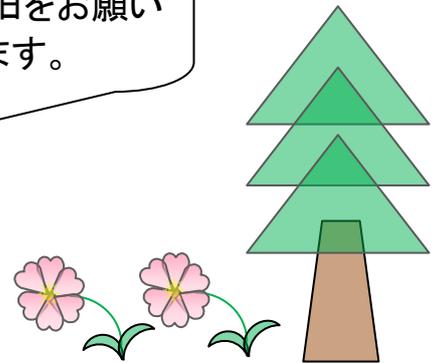
道路施設を破損したらご連絡を！



事故でガードレールを曲げてしまった、左折の際に車止めポールを倒してしまったなど、市の道路施設を破損してしまった場合は、維持課までご連絡をお願いします。



このような植樹帯の損傷も、運転者へ復旧をお願いします。対象となります。



道路・水路の不具合を発見したら…

- ・側溝の蓋がガタついている。
- ・舗装がボロボロ崩れ、剥がれたり、欠けたりしている。

このような時は、維持課へご連絡ください。いじか通信第12号で紹介した土木センターの職員が、いち早く現場に駆けつけます！



松本市役所 建設部 維持課 維持担当

☎ 34-3244 FAX 33-2939